

徳島県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 1 地区名
長生西部地区（大谷工区）
- 2 換地処分年月日
令和8年5月25日